

東議員（民主県政会）

令和元年 9 月 26 日

教育長 答 弁 実 録

（ 教 育 委 員 会 ）

（問）これまでの入学者選抜制度の成果について

選抜（Ⅰ）については、導入当初から、志願に向けての煩雑さや、一部の生徒の進路が早くに決まるため学級の維持が困難になるといった声があり、その上に可否の不透明性に対する不信、言い換えれば内申書の評価に対する不信感があった。加えて県教委も指摘するとおり、中学・高校の負担感など、評判が悪かったと聞いている。

にもかかわらず、20年以上にわたり、「受検機会を増やす」として選抜（Ⅰ）を始めとした3段階選抜に県教委は固執してきたが、その成果をどのように評価しているのか、教育長に伺う。

（答）

平成13年度の入学者選抜から、概ね現在の枠組で実施しております、本県公立高等学校の入学者選抜制度につきましては、

- ・ 生徒の主体的な進路選択を促すこと、
- ・ 生徒の個性や能力を多面的に評価すること、
- ・ 学校・学科の特色に応じ、各高等学校長の判断で工夫した入学者選抜が実施できるようにすること

の3点を主なねらいとしているところでございます。

選抜（Ⅰ）では、小論文や実技試験、英語による面接など、学校や学科に応じた特色ある選抜が、県内全ての全日制課程の公立高等学校で実施されております。

選抜（Ⅱ）では、調査書と学力検査の結果を用いながら、生徒の優れた面を、より積極的に評価し、学校や学科の特色に応じた個性や能力等を有する生徒の選抜が実施されております。

また、選抜（Ⅲ）を実施することによりまして、進学を希望する生徒の、受検の機会を確保することができているものと考えております。